

身近な人権問題について、お気づきの点やご相談がございましたら、お住まいの役所か次の相談窓口へお気軽にお問い合わせください。

■ 暮らしの相談窓口

内 容	相談窓口(☆印は、主に電話で相談を受ける窓口)	電 話 番 号	相談日/時間等 注)予約が必要な相談所があります
行政に関する相談・日常生活上 生じる諸問題についての相談	【埼玉県民相談総合センター】	048-830-7830	電話相談 月～金 9:00～12:00/13:00～17:00 面談相談(予約制) 火・水・金 9:00～12:00/13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)※受付は終了30分前まで インターネット相談は随時 埼玉県ホームページ 各種相談窓口→行政・法律などの相談は→インター ネット(パソコンまたはスマートフォンからの相談は ここから)をクリック

■ 人権に関する総合相談窓口

人権全般(人権に係る法律を含む) に関する相談	☆みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	常設人権相談所【さいたま地方方法務局東松山支局】	0493-22-0379	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	常設人権相談所【さいたま地方方法務局川越支局】	049-243-3824	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

■ 子ども(18歳まで)に関する相談窓口

児童虐待や子どもの養育、性格行動、し つけ、非行、里親などに関する相談	【埼玉県川越児童相談所】 休日・夜間児童虐待通報ダイヤル	049-223-4152 048-779-1154	月～金 8:30～18:15 (祝日・年末年始を除く) 上記以外の時間帯で緊急性のある虐待通報
いじめ、体罰、不登校、児童虐待など子 どもの人権に関する相談	☆子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) 【IP電話等フリーダイヤルをご利用できない場合】	0120-007-110 048-859-3515	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
いじめ、不登校、学校生活、性格など に関する相談	☆よい子の電話教育相談 【埼玉県立総合教育センター】	保護者用 048-556-0874 子 供 用 0120-86-3192 又は#7300	毎日 24時間
いじめや体罰などの権利侵害に関する 相談(原則18歳未満に関するもの)	☆子どもスマイルネット 【埼玉県福祉部こども安全課】	048-822-7007	毎日 10:30～18:00 (祝日・年末年始を除く)

■ 子ども(20歳未満)に関する相談窓口

非行、家出、いじめ等少年問題に 関する相談	☆埼玉県警察少年サポートセンター ☆ヤングテレホンコーナー	保護者用 048-865-4152 少 年 用 048-861-1152	電話、面談(予約制)月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	【少年サポートセンター西分室川越相談室】	049-239-6598	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	【少年サポートセンター北分室熊谷相談室】	048-524-4016	

■ 女性に関する相談窓口

DV、セクシュアル・ハラスメント、 ストーカー行為といった人権問題の相談	☆女性の権利ホットライン(全国共通ナビダイヤル) 【さいたま地方方法務局 人権擁護課】	0570-070-810 048-859-3507	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
ドメスティック・バイオレンス(DV)に 関する相談	☆埼玉県配偶者暴力相談支援センター 【埼玉県婦人相談センターDV相談担当】	048-863-6060 又は#8008	月～土 9:30～20:30 日・祝日 9:30～17:00 (年末年始を除く)
生き方、家族、夫婦、DV、人間関係な どの相談	☆DV相談+(プラス) ※緊急の場合 迷わず110番!	0120-279-889	24時間電話対応
職場におけるセクシュアル・ハラスメ ント、男女均等取扱い、育児・介護休業、 パートタイム労働の相談	☆埼玉県配偶者暴力相談支援センター ☆埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま	048-600-3800	月～土 10:00～20:30 (祝日・年末年始・第3木曜日を除く)
ひとり親家庭の生活や養育費に関する 相談・仕事に関する相談	☆西部母子・父子福祉センター 【埼玉県西部福祉事務所内】	048-600-6210	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
結婚を希望する身体障がい者に対する 相談や紹介	結婚相談 【社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会】	(TEL) 048-822-2768 (FAX) 048-831-6442	火・木・土 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
聴覚障がい者および関係者からの日常 生活や生活上の相談	聴覚障害者相談 【埼玉県聴覚障害者情報センター】	(TEL) 048-814-3353 (FAX) 048-814-3355	月～土 9:00～12:00/13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
家庭や職場、施設における日常生活全 般に関する相談、法律相談	生活相談、法律相談 【埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター】	(TEL) 048-822-1204 (TEL) 048-822-1240 (FAX) 048-822-1406	月～金 9:00～16:00 法律相談は水・金(要予約) (祝日・年末年始を除く)

■ 障がいのある人に関する相談窓口

外国人による生活全般相談、 専門相談(労働・入管・法律)、 電話仲介通訳	【外国人総合相談センター埼玉】 (英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国語、朝鮮語、タガログ語、 タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語)	(TEL) 048-833-3296 (FAX) 048-833-3600	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 専門(労働・入管・法律)相談は面談(予約制)
--	--	--	---

■ 外国人に関する相談窓口

外国人による生活全般相談、 専門相談(労働・入管・法律)、 電話仲介通訳	【外国人総合相談センター埼玉】 (英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国語、朝鮮語、タガログ語、 タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語)	(TEL) 048-833-3296 (FAX) 048-833-3600	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 専門(労働・入管・法律)相談は面談(予約制)
--	--	--	---

■ 心や健康の悩み相談窓口

苦しい、淋しい、不安、迷っている方 の相談	☆埼玉いのちの電話 【社会福祉法人 埼玉いのちの電話】	048-645-4343	毎日 24時間
エイズ・性感染症に関する相談	☆自殺予防いのちの電話(フリーダイヤル) 【一般社団法人 日本いのちの電話連盟】	0120-783-556	毎日 16:00～21:00 毎月10日 8:00～翌日11日 8:00
病気や健康に関する相談	☆埼玉県エイズホットライン 【埼玉県保健医療部感染症対策課】	048-764-3030	月・水・金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
病気や健康に関する相談	埼玉県東松山保健所(管轄:東松山市、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町)	0493-22-0280	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	埼玉県坂戸保健所(管轄:鳩山町)	049-283-7815	

■ 犯罪被害による相談窓口

犯罪や交通事故等で抱える様々な不安 や悩みに関する相談	☆彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 【埼玉県・埼玉県警察・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター】	0120-735-001 048-862-0001(一部P電話)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
犯罪被害に関する相談	【東松山警察署】(管轄:東松山市、吉見町、滑川町、川島町)	0493-25-0110	月～金 8:30～17:15 ※緊急の場合は迷わず110番!
	【小川警察署】(管轄:小川町、嵐山町、ときがわ町)	0493-74-0110	
	【西入間警察署】(管轄:鳩山町)	049-284-0110	
性犯罪・性暴力被害に関する相談	アイリスホットライン 【公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター】	0120-31-8341	電話相談 毎日24時間 面談相談 予約制(緊急の場合はこの限りではありません)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面接相談は電話相談となる場合があります。詳しくは各相談窓口にお問合せください。

一人ひとりの思いやり つながれば大きなやさしさ

～人権尊重の社会をめざして～



人権問題を正しく理解し、一人ひとりの人権感覚を磨きましょう

人権とは、だれもが生まれながらにもっている、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利です。しかし、今日、わが国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する深刻な人権問題が存在しています。私たち一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権感覚を磨きましょう。

女性

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が強く残っています。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、ストーカー行為、デートDV[※]など女性への人権侵害が極めて深刻な問題となっています。

「男女共同参画社会」の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を改め、男女が互いを尊重しあうことが大切です。そして、共に能力を十分発揮できるよう家庭・学校・地域・職場などの環境づくりが重要です。

※ デートDVとは、交際相手からの暴力のこと。

子ども

子どもを取り巻く社会環境が急変する今日、虐待やいじめ、体罰や児童買春など子どもの権利侵害事件が続発しています。これらの事件で時には子どもの命が奪われることもあり、早期の発見や児童相談所への相談や通報が大切です。

子どもの人権を尊重し、子どもが安心して健やかに成長できる社会を築くことが大人の責任です。

高齢者

高齢者に対して、年齢を理由に社会参加の機会を奪うなどの差別や偏見、詐欺事件が後を絶ちません。また、家族などによる暴力や無断での財産処分、介護や世話の放棄など、虐待も深刻な問題です。

一方、健康で元気な高齢者が増え、労働環境も変化しています。高齢者が社会の一員としていきいき暮らすには、一人ひとりが高齢者の人権について考えていく必要があります。

本人通知制度

本人の代理人や第三者の請求で、住民票の写しや戸籍謄本等を交付したとき、事前に登録した方に交付の事実を通知する制度です。住民票の写しなどの不正請求の抑止や不正取得の早期発見につながります。

通知を希望する場合、事前に登録が必要です。また、登録には本人確認資料が必要ですので、お住まいの市町へお問い合わせください。

障がいのある人

「障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として普通の生活を」という「ノーマライゼーション」の考え方があります。こうした考え方が尊重され、誰もが支え合いながら共に生きる共生社会を実現するためには、私たち一人ひとりが心のバリア(障壁)をなくし、障がいのある人への理解を深め、社会的に支援することが必要です。

平成28年4月1日には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)[※]が施行されました。

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が求められています。

※ この法律は、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

同和問題

結婚や就職、不動産取引時の不合理な偏見による差別意識は、差別的な落書きやインターネット上での悪質な差別書き込み、戸籍謄本等の不正取得による身元調査^{※1}、不動産取引における土地差別調査^{※2}などの問題を引き起こす要因となっています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月16日には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)^{※3}が施行されました。

この問題の解決には一人ひとりが正しく理解し、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。また、同和問題を口実に企業や行政機関などに不法・不当な行為や要求を行う「えせ同和行為」の排除も重要です。

※1 調査会社等の依頼で行政書士等が職務権限を悪用し、戸籍謄本等を不正取得する事件のこと。不正取得防止のため、本人通知制度をご参照ください。

※2 土地の取引に際し、同和地区かどうか調べたり、その調査を頼むこと。

※3 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

外国人

今日、人・物・情報の流れが国境を越えて拡大し、社会・経済・文化の分野で国際社会の相互依存関係が深まっています。日本で生活する外国人の方々は、国籍や人種、言語や生活習慣などの違いにより諸問題に直面しています。

また、特定の民族や国籍の人への差別的言動として「ヘイトスピーチ」が問題となっています。このような中、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)[※]が施行されました。

人権に国境はありません。一人ひとりが尊重し合い、助け合うことが大切です。

※ この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としています。

HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV感染症・エイズ、ハンセン病などの感染経路について偏見や無理解のため、患者、感染者やその家族等が差別されることがあります。さまざまな病気と闘う人が個人として尊重されるよう、病気を正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう。

犯罪被害者やその家族

命や財産を奪われるといった犯罪被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、精神的な苦痛や身体の不調、噂や中傷、プライバシーの侵害などによる二次的被害にも苦しめられています。

被害者を安易に責めたり励ましたりせず、心の傷の回復には、周囲の人々の理解や共感、支援がとても大切です。

アイヌの人々

自然の豊かな恵みを受けて独自の文化を築き上げてきたアイヌの人々は、明治政府の同化政策により生活の基盤や文化を失い、厳しい差別を受けました。

アイヌの人々を中心に民族の誇りや尊厳を取り戻す運動が広がり、令和元年5月24日には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」[※]が施行されました。

多様な民族の共生と多様な文化の発展について理解を深めることが必要です。

※ この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指します。

インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、私たちの日常生活は便利になりましたが、その反面個人情報の流出や漏洩、情報発信者の匿名性を悪用したSNSでの誹謗中傷などの人権問題が頻発しています。

インターネットの使い方について知識やモラルが身につかないと、何気ない書き込みにより人を傷つけたり、思いもよらぬトラブルや犯罪に巻き込まれてしまう危険性があります。インターネットでは、いったん書き込まれた情報はすぐに広まってしまい、完全に消すことは容易ではありません。

私たち一人ひとりが正しい知識を身につけ、ルールやマナーを守って利用することが必要です。

北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致問題は重大な人権侵害です。この問題の解決には私たち一人ひとりが関心と認識を深めていくことが大切です。

災害時における人権への配慮

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により被災者や避難者への根拠のない偏見やいじめなどの人権侵害が起きました。

災害時に人権が適切に守られるよう、人権への配慮について認識を深める必要があります。

性的少数者(LGBT等)の人権

個人の性のあり方は、「身体の性」、「性自認」、「性的指向」など個人にとってさまざまであり、多様です。

性的少数者の方々は、周囲からの偏見の目や差別的扱いにより、生きづらさを感じる場合があります。一人ひとりが性の多様性や性のあり方の違いを理解し、尊重することが大切です。

※ LGBTとは、レスビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシャル(B:両性愛者)、トランスジェンダー(T:「身体の性」と「性自認」が一致しない人)の頭文字をとったものです。

さまざまな人権問題

- 刑を終えて出所した人々の更生と社会復帰のため、地域社会で支援しましょう。
- ホームレスの人々の自立を支援し、差別や嫌がらせ、暴力をなくしましょう。
- 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、重大な人権侵害です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者、医療従事者等への誤解や偏見による差別、いじめ等は許されません。